

次亜塩素酸ソーダ（12%溶液）仕様書

1 適用

この仕様書は、公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）が購入する次亜塩素酸ソーダ（12%溶液）（以下「次亜塩」という。）に適用します。

2 履行場所等

（1）履行場所

次亜塩の履行場所は、次のとおりです。

処理場名	住 所
四之宮水再生センター	平塚市四之宮四丁目19番1号
柳島水再生センター	茅ヶ崎市柳島1,900番地
酒匂水再生センター	小田原市西酒匂1丁目1番54号

（2）履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 品質規格

次亜塩の品質規格は、次のとおりとします。

- （1）「日本水道協会規格（JWWA）」二級（製品I）に該当すること。
- （2）浮遊物質がないこと。

4 品質の報告

- （1）受注者は、納入前に製造元の「製品規格書」を公社に提出するとともに、納入ごとに次亜塩が製品規格書に該当している旨を証明する「検査成績書」を提出してください。

なお、公社が次亜塩の品質について検査が必要であると認める場合には、受注者は公社立会のもとで試料を採取し、公社が指定する項目の物性試験を行い、その結果を速やかに報告するものとします。

- （2）品質の報告にかかる全ての費用は、受注者の負担とします。

5 納入予定数量及び発注回数等

次亜塩の納入予定数量及び発注回数等は、次のとおりです。

なお、納入予定数量は、増減することがあり、納入数量等を保証するものではありません。

処理場名	納入予定数量 (kg)	発注数量 (kg/回)	発注回数 (回/月)	納入箇所
四之宮水再生センター	519,000	10,000	4~6	3
柳島水再生センター	1,198,000	10,000	7~12	5
酒匂水再生センター	174,000	4,000~6,000	1~4	1

6 検量

納入数量は、公社の計量器（検定合格器）で計量した数値を使用するものとします。

ただし、公社の計量器が故障等により計量できない場合は、受注者の負担により、他の計量器（検定合格器）を用いて計量するものとします。

7 納入方法等

納入方法等は、次のとおりとします。

(1) 納入は、公社が指定した納入箇所へ、指定する日時に納入してください。

(2) 納入日時は、原則として日曜、祝祭日、振替休日を除く日とし、9時から16時（12時から13時は除く）とします。

ただし、公社が必要と認める場合はこの限りではありません。

(3) 受注者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じてください。

8 受け入れ口の規格

受け入れ口の規格は、次のとおりです。

処理場名	受け入れ口の規格	
	形状	管径（呼び径）
四之宮水再生センター	塩化ビニル単管	φ 50mm φ 40mm
柳島水再生センター	塩化ビニル単管	φ 50mm
酒匂水再生センター	塩化ビニル単管（タケノコ）	φ 50mm

9 安全管理

(1) 受注者は、契約締結後速やかに安全データシート（SDS）を提出してください。

(2) 作業員に対して、大津波警報等に備えた避難場所及び避難経路を周知し、防災意識向上に努めてください。

10 その他

(1) 受注者は、契約締結後速やかに公社と納入手順及び発注方法等の打合せを行ってください。

(2) 受注者は、関係法令を遵守してください。

(3) 本契約履行上、受注者の原因で発生した事故等の責任及びそれに伴う費用の一切の負担は、受注者が負うものとします。

(4) 受注者の原因で設備等を破損した場合は、公社の指示に従い、受注者の責任で速やかに修理、復旧してください。

(5) 災害時等における緊急時の対応については、処理場の事業継続に配慮し、薬品の優先的な供給に努めてください。

(6) この仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、公社と受注者の協議によるものとします。